別記様式第４号（第９条関係）

国際卓越研究大学研究等体制強化計画の実施状況に係る定期報告書

年　月　日

文部科学大臣　殿

報告者

年　月　日付けで認可を受けた国際卓越研究大学研究等体制強化計画について、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律第９条の規定に基づき、別紙のとおり認可計画の実施状況を報告します。

（備考）

１　「報告者」には、本報告に係る認可設置者の名称を記載すること。

２　当該認可計画について、変更の認可があった場合には、変更の認可を受けた日付も明記すること。

○経済産業省令第八十四号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

令和四年十一月十一日　経済産業大臣　西村　康稔

金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則等の一部を改正する等の省令

（金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める。

第三十一条中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法」に改める。

（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令
（独立行政法人通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）	（独立行政法人通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）
第一条　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日。以下この条に	**第一条**　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であって、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあっては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日。以下